

# 中央区自治協議会委員推薦会議の構成員選出について

## 1. 委員推薦会議とは（中央区委員推薦会議運営要綱より抜粋）

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第3号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下これらを「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。
- (4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員候補者（団体選出委員等を除く。）を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。

→ つまり、委員の交代や補充等を検討する組織のこと。

## 2. 委員推薦会議構成員の選出方法（中央区委員推薦会議運営要綱より抜粋）

第2条

2 推薦会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人以内を選出し、同項第2号及び第3号に該当する委員のうちから合わせて4人以内を選出する。

→つまり、第1号委員（コミュニティ協議会の選出者）から6名以内

第2号委員・第3号委員（公共的団体等の選出者・公募委員等）から4名以内

※区自治協議会運営指針より、委員推薦会議で決定した事項は、区自治協議会に諮ることから、会長及び副会長は構成員にはなれないこととされている。

## 3. 総務運営会議における委員推薦会議構成員の推薦方法

第2回中央区自治協議会を前に、会長・副会長による総務運営会議にて委員推薦会議構成員の候補者を検討し、次のとおり推薦を行うこととした。

【推薦方法（案）】

- ▶ 第9期では最大委員数である10名で構成していたが、第10期では、委員負担を考慮するとともに、会議をスリム化し、迅速かつ効率的に意思決定ができるよう8名で構成することとする。
- ▶ 第1号委員からの選出については、新潟島、東地区、南地区ごとのコミュニティ協議会の数のバランスを考慮して選出。（新潟島（計11人）から2名、東地区（計4人）から1名、南地区（計7人）から2名を推薦）
- ▶ 第2号委員・第3号委員からの選出については、それぞれの人数のバランスを考慮して選出。（第2号委員（計3人）から1名、第3号委員（計7人）から2名を推薦）
- ▶ 第9期で選出された団体以外からの選出となるよう調整するほか、再任・新任のバランスや男女構成比率を考慮する。

## 4. 総務運営会議において推薦された候補者（案）

委員資格		所属	氏名（敬称略）
第1号	コミ協（新潟島）	有明台小学校区コミュニティ協議会	渡辺 雅之
	コミ協（新潟島）	白山校区コミュニティ協議会	上松 美和子 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新任</span>
	コミ協（東地区）	南万代地区コミュニティ協議会	渡部 馨
	コミ協（南地区）	上所校区コミュニティ協議会	久保 浩子 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新任</span>
	コミ協（南地区）	山潟地区コミュニティ協議会	八木 俊雄
第2号	団体代表 <sup>※</sup>	新潟青陵大学	五十嵐 ひな子 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新任</span>
第3号	団体代表 <sup>※</sup>	特定非営利活動法人 新潟水辺の会	森本 利
	公募委員	公募委員	保坂 里枝 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新任</span>

※「新潟市区自治協議会運営指針」より、「団体代表」のうち団体の所在が区内にある場合は「第2号委員」、市内(区外)にある場合は「第3号委員」とされている。

## 【参考】第9期中央区委員推薦会議構成員

委員資格		所属（選出人数）
第1号	コミ協（新潟島）	礎コミ協、豊照コミ協、新潟コミ協 （3名）
	コミ協（東地区）	沼垂コミ協 （1名）
	コミ協（南地区）	笹口コミ協、紫竹山コミ協 （2名）
第2号	団体代表	中央区社会福祉協議会、市防災士の会中央区支部 （2名）
第3号	有識者・公募委員	地域教育コーディネーター、公募委員 （2名）